

(4) -2 指定基準について

1. 指定基準の詳細については、以下において定められています。

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
- 名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日条例第 102 条）

※ 1 基準は指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、関係法令を順守し、適正な事業運営を行ってください。

※ 2 省令やハンドブック等で、基準の理解に努めてください。

2. 基準省令第 2 条

「常勤」定義

- 指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

※ 1 常勤とは事業所等における就業規則等の定めにより判断されま
す。上記の定義は、就業規則等における「常勤の勤務すべき時間数」
の定めが、週 32 時間を下回る場合の下限を定めたものです。

※ 2 職種ごとに常勤の勤務すべき時間数が異なる場合、その職種で最
も勤務時間の長い人の勤務時間数を以て「常勤の勤務すべき時間数」
とします。就業規則等により定められている必要があります。

「専従」定義

- 原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に
従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者
の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間をいうものであり、
当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

3. 人員に関する基準

※児童発達支援センターを除く

管理者	<p>・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内の職務に従事させることができる。</p>
児童発達支援管理責任者	<p>・1人以上 ・1人以上は専任かつ常勤（管理者との兼務は可能） ・児童発達支援管理責任者の業務に支障がない範囲において直接支援を提供することも差し支えないが、その場合であっても指定基準上必要とする<u>児童指導員等の員数に算定することはできない。</u></p>
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	<p>・通所支援サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所支援サービスの提供に当たる<u>児童指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上）</u>の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤 ・基準配置は左記のうち半数以上が児童指導員又は保育士であること。（例：10人定員で基準人員が2人の場合、児童指導員1人と障害福祉サービス経験者が1名など）</p> <p>※ただし、平成30年3月31日において現に存する 児童発達支援のみの指定事業所については、平成31年3月31日まで経過措置あり。（平成30年4月1日指定以降の児童発達支援事業所については、新制度が適用される。） ※放課後等デイサービスと児童発達支援の多機能事業者は経過措置の対象ではありません。</p>

- ※1 保育士、児童指導員、機能訓練担当職員を配置する場合は、当該資格を有する書類の提出が必要です。(例：保育士証の写し。要原本証明)。
- ※2 障害福祉サービス経験者とは、「高校卒業以上で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに2年以上従事した者」となります。実務経験証明書(写の場合は要原本証明)の提出が必要です。
- ※3 重症心身障害児と主たる対象とする場合は、嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、児童発達支援管理責任者の配置が必要です。

4. 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取り扱いについて

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)解釈通知第二の1

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合には、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱う。

5. その他

① 事業の内容等に変更が生じた場合の届出・申請について

- ・変更届は変更が生じた日から10日以内に届け出てください。
- ・給付費算定に関する届出(加算)は、毎月15日(必着)以前に届け出た場合は翌月から、16日以降に届け出た場合は翌々月から、新たな報酬単価を適用することとします。

(主たる対象者を重度心身障害児とする場合の重心単価適用も同様です。主たる対象者を重度心身障害児に変更する場合は、前々月までに事前相談が必要です)

また、算定される単位数が減る場合及び加算が算定されなくなる場合も、判り次第速やかに給付費算定に関する届出を提出してください。

② サービス提供の記録と保護者の確認方法について

障害児通所支援事業のサービス提供実績記録票の保護者の確認について、以下のとおり周知しておりますので、今後においても適正な確認に努めてください。

＜留意事項＞

- ・ 確認様式については原則として国が定めるサービス提供実績記録票に準じます。
- ・ 保護者の確認に際しては自署または押印を求めます。
- ・ 確認は、基本的には支援の提供の都度確認を受けるべきものですが、利用者の都合等を踏まえ、やむを得ない場合は後日の確認でも差し支えありません。
ただし、複数の利用分をまとめて1つの自署または押印とすることは、利用日や利用回数の確認がおろそかになりやすいため、原則一回ずつの自署または押印を必要とします。
- ・ サービス提供時間の開始時間と終了時間の表記は、送迎による移動時間は含めず、療育・訓練・支援等を開始・終了した時間を記載してください。

③ 指定申請について

＜指定相談について＞

- ・ 指定相談において行政書士事務所等の委託者のみが相談に来ることは、事業者の指定基準への理解の有無が不明であるうえ、法人の意向が確認できない等、指定後の事業運営に関しての相談に差支えがあります。事業者が同席のうえ指定相談にお越しください。
- ・ 月末は指定相談が大変混み合います。ウェルネットなごやにタイムスケジュールを掲載しておりますので、相談の予約にあたっては余裕をもって進めていただきますようお願いいたします。

＜現地確認について＞

- ・ 新規事業所指定にあたっては、事前に現地確認をさせていただきます。現地確認までに工事を終わられていない場合は、原則として指定を延期させていただきますのでご注意ください。
- ・ 現地確認の際には、人員（従業者）も確認させていただきます。確認ができない場合、後日来庁していただく場合があります。